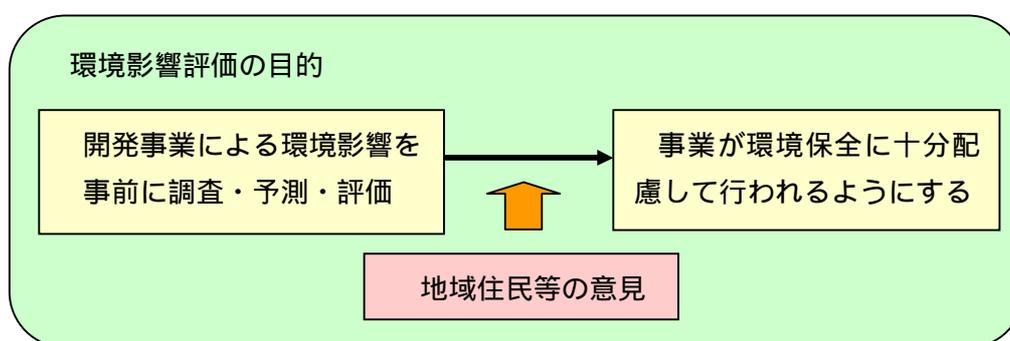


第2章 生活環境影響調査の進め方

2.1 生活環境影響調査とは

生活環境影響調査とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）により廃棄物処理施設の設置時の手続として規定されたもので、地域住民の生活環境に係わる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水について調査、予測及び評価を行うものである。その目的は、環境影響評価と同じである。

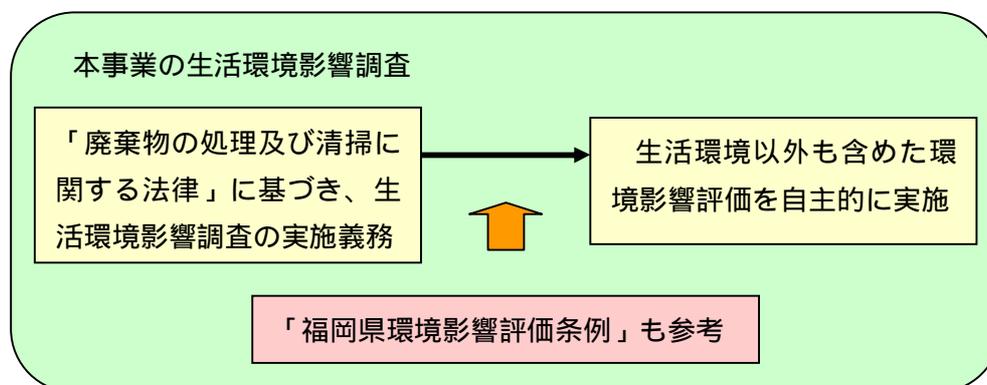
環境影響評価の目的は、ある事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民、関係地方公共団体などから意見を聴き、環境の保全の観点からより良い事業を行うことである。



環境影響評価は、「環境影響評価法」（平成9年、法律第81号）、各地方公共団体の条例等により、対象事業の種類と規模が規定されているが、本事業は規模が小さいため、これら環境影響評価の法令等には該当しない^{注1)}。本事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定された生活環境影響調査のみの対象事業である^{注2)}。

しかしながら、本事業では、生活環境以外の環境要素にも配慮すべく、「福岡県環境影響評価条例」を参考にして、土壌、動物、植物、景観も含めた調査、予測及び評価を自主的に行うこととした。

なお、本書では土壌、動物、植物、景観も対象とするが、「生活環境影響調査」と呼ぶ。



注1) 最終処分場は、「環境影響評価法」では埋立面積30ha以上、「福岡県環境影響評価条例」では埋立面積15ha以上となっている。本事業の埋立面積は約2.7haである。

注2) 生活環境影響調査は、規模に係わらず、すべての最終処分場が対象となる。

2.2 生活環境影響調査の進め方

生活環境影響調査の進め方は、以下のとおりである。

調査計画書の作成

学識経験者、地域住民などの意見を取り入れながら、事業の内容と地域環境の特性を踏まえて、環境影響評価を行う項目を選定し、調査及び予測の手法を決定。

調査・予測・評価の実施

調査計画書に従って調査を実施し、調査結果を踏まえて環境影響を予測・評価。

生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果を記載した図書を作成。

生活環境影響調査書の公開と意見の聴取

生活環境影響調査書を公告・縦覧。また、地域住民への説明会を開催して意見を聴取。

事業のフォローアップ

生活環境影響調査書に記載した環境への配慮事項を遵守しながら事業を実施。また、環境の変化の有無を監視するためのモニタリング調査を実施。

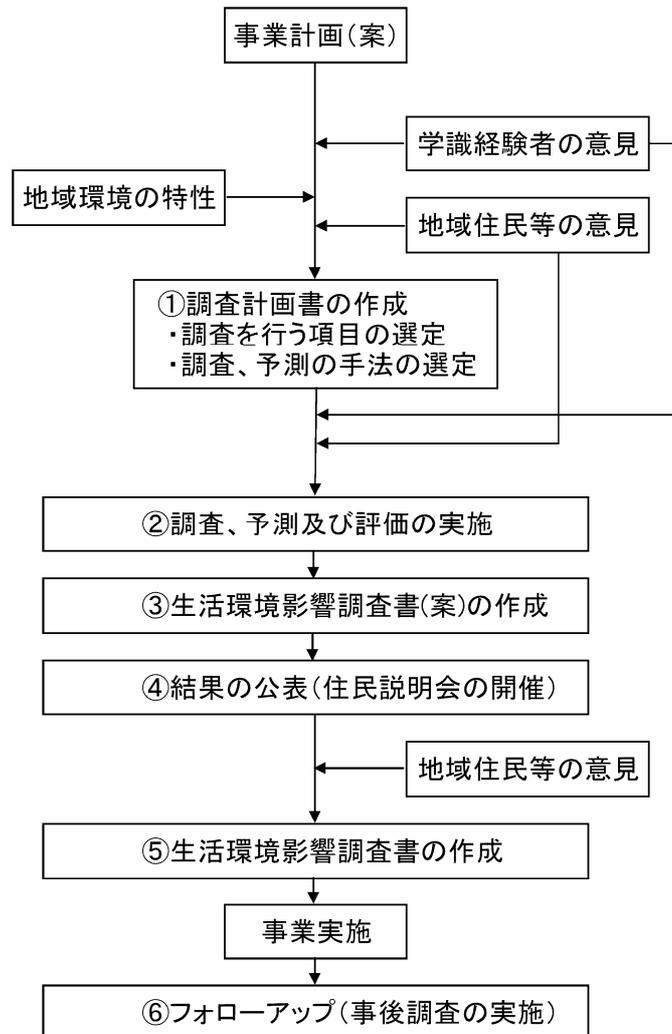


図 2-1 生活環境影響調査の進め方